

事案調書（戦略会議）

案 件 名	相模原市産業集積促進条例の改正及び第五期STEP50の事業実施について										
所 管	環境経済	局 区			部	創業支援・企業誘致推進	課	担当者		内線	

「相模原市産業集積促進条例(以下「STEP50」という。)」は企業立地の促進、市民の雇用機会の創出並びに工業用地の保全活用等を目的に、平成17年10月に制定した。これまでに4回の条例改正を行い、立地計画の認定件数は178件に上る。こうした中、現行のSTEP50の適用期限が令和7年3月末に到来するが、令和7年4月以降についても戦略的な企業誘致を進め、本市の基盤産業である製造業を中心とした産業集積基盤の強化を図り、雇用の促進や持続可能な都市経営の実現を目指すため、現行STEP50の条例改正及び第五期STEP50の事業実施について諮るもの。

庁議で決定
したいこと及び
想定(希望)
している結論

(1)STEP50改正内容の考え方について
(2)奨励金算定方法について

○原案を一部修正し、承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	企業立地の増加、成長産業集積、雇用の創出、税収の増加					
	効果測定指標	認定企業(立地企業)の件数(定量)			施策番号	施策25	
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標	認定企業の件数:5件	認定企業の件数:5件	認定企業の件数:5件			

○事業スケジュール

		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施 内容	庁内調整 条例改正に 向けた、 条文等の修 12月部会 (市民環 境経済) パブリッ ク コメント 3月議会 提案							
		条例施行・事業実施						

○事業経費・財源										(千円)	
項目		補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
事業費(委託費)											
うち任意分											
特財	国、県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源		398,406								
うち任意分											
捻出する財源※2											
一般財源拠出見込額											
元利償還金(交付税措置分を除く)											
捻出する財源概要											
税源涵養 (事業の税収効果)		法人市民税、事業所税、固定資産税、個人市民税									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)										(人工)	
項目			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
実施に係る人工		A									
局内で捻出する人工※		B									
必要人工		C=A-B	0	0	0	0	0	0	0		
局内で捻出する人工概要											
SDGs 関連ゴールに○	1 持続可能な開発のための教育	2 持続可能なエネルギー	3 持続可能な健康とウェルビーイング	4 質の高い教育をみんなに	5 持続可能なジェンダー平等	6 持続可能な水と衛生	7 持続可能なエネルギー	8 持続可能な経済成長	9 持続可能な産業と雇用		
	10 持続可能な社会	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 持続可能な消費と生産	13 持続可能な気候変動	14 持続可能な海洋資源	15 持続可能な生態系	16 持続可能な平和と正義	17 持続可能なパートナーシップ			
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供			
	パブリックコメント	あり		時期	令和6年12月～令和7年1月	議会への情報提供	部会	12月部会を想定			
事前調整、検討経過等											
調整部局名等		調整内容・結果									
資産税課、市民税課		税収データ等の調整・提供									
関係課長打合せ会議(7/9)		本件について審議。会議での意見を反映の上、庁議に諮ることとなった。									
調整会議(7/23)		資料を一部修正の上、決定会議に諮ることとなった。									
決定会議(9/30)		資料を一部修正の上、戦略会議に諮ることとなった。									
戦略会議(10/23)		再度、決定会議に諮ることとなった。									
決定会議(10/29)		戦略会議に諮ることとなった。									
備考											

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(7/23)

【調整会議】

○(人事・給与課長)奨励金算定の基礎を実勢価格から固定資産税評価額に変更するとのことだが、実勢価格の積算が複雑なことは本市への進出の障壁になっていたか。

→(創業支援・企業誘致推進課長)進出への障壁とまでは言えないが、契約前に申請を必要としていたため、短期間で必要書類を準備するなど、進出企業の負担になっていたと考えている。

○(財政課長)今回の見直しにおいて、奨励率アップと打ち出して良いものか。手続きの簡素化が正しいのではないか。

→(創業支援・企業誘致推進課長)奨励率は増加しているが、算定結果は同水準となる。

敷地面積30,000㎡以上の立地に対する奨励措置については今回拡充となる。

→(財政課長)前向きな改正は望ましいが、ミスリードとならないよう、打ち出し方は検討していただきたい。

○(南区役所区政策課長)新たな都市づくりの拠点立地奨励の対象はどこか。

→(創業支援・企業誘致推進課長)当麻地区及び麻溝台・新磯野地区が対象である。

○(南区役所区政策課長)拡充する敷地面積30,000㎡以上の立地奨励は新たな都市づくりの拠点でも対象となるか。

→(創業支援・企業誘致推進課長)今後、要件を満たす用地が生じれば対象となる。

○(総務法制課長)リーディング産業について、この5年間ににおけるロボット産業6件、航空宇宙産業1件の誘致実績に対する評価と、継続する理由は。

→(創業支援・企業誘致推進課長)これまで、航空宇宙産業への参入は大企業に限定されている中で誘致に結び付かなかったが、国の資料等によると、世界的にも成長産業と見込まれており、国内における市場規模も現在の4兆円から2030年代には2倍を目指していくとされている。また、最近の傾向としてベンチャーやスタートアップ企業など小規模事業者の参入も活発化してきている。アクセラレーションプログラムではJAXAの協力を得ており、スタートアップの実証実験なども実施される可能性があるため、本市と宇宙関連のベンチャーやスタートアップとの接点を作りながら、今後の進出に繋げていきたいと考えている。

○(総務法制課長)資料でリーディング産業誘致の強化となっているが、継続ではないか。

→(創業支援・企業誘致推進課長)修正する。

○(人事・給与課長)次世代モビリティなど新たな産業の研究開発などに取り組む企業はロボット産業として対象となるのか。

→(創業支援・企業誘致推進課長)製造業として対象となった上で、ロボット産業にあたるかは個々の事業内容による。

→(人事・給与課長)市としても力を入れたい産業などはリーディング産業に含めても良いのでは。

→(創業支援・企業誘致推進課長)リーディング産業の定義として、成長産業やそういった企業が進出することにより、現在の市内企業への良い影響、産業基盤が強化されることなどとしている。次世代モビリティを例にすると、本市の製造業にどのように波及するかという観点がポイントになる。こうした産業が本市に興味を示し、橋本のイノベーション創出促進拠点などを中心に動きがある中で、橋本駅周辺の整備に合わせ、業務系機能の誘致や次世代産業の誘致等も検討していく。

○(経営監理課総括副主幹)業務系機能誘致に係る支援制度は、橋本エリア限定とした制度として検討するのか。

→(創業支援・企業誘致推進課長)本市は業務系機能が入居できるようなオフィスが少ない。今後、新たな立地が可能なエリアとしては、橋本駅や相模原駅周辺が考えられ、まずは現在進行しているリニア駅開発を見据えて橋本エリアを想定している。

○(政策課長)新たな都市づくりの拠点への立地の対象を当麻地区と麻溝台・新磯野地区としているとのことだが、大規模な区画整理事業なので、インセンティブがなくても立地するのではないか。

→(創業支援・企業誘致推進課長)様々な業種の進出可能性がある中で、製造業の基盤確立の視点から、なるべく、本制度を活用し製造業に立地してもらいたいと考えている。

○(政策課長)市外への発信力の観点で、愛称「STEP50」についても検討の余地があるのではないかと、意見として申し上げる。

決定会議の 主な議論 (9/30)	【決定会議】 ○(市長公室長)調整会議から決定会議まで2か月間を要した理由は何か。 →(経済担当部長)制度設計について、民間事業者の意見をしっかり聞くよう指示があったことから、商工会議所の会議への出席や、民間事業者との面会等による意見聴取に一定の期間を要した。 ○(総務局長)民間事業者の主な意見はどのようなものか。 →(経済担当部長)リーディング産業に該当する事業者の定義や、分野の拡大などの意見があった。 ○(総務局長)STEP50を含め、様々な産業支援施策があるので、全体像を事業者等に分かりやすく発信していただきたい。 ○(総務局長)奨励金の申請簡素化を目的とした算定方法変更の結果、奨励率の数値が上がるものであり、奨励金額が上がっているものではないと考えるため、資料の記載方法を見直して欲しい。 →(創業支援・企業誘致推進課長)資料を修正する。 ○(財政局長)市内から市内への移転による立地が、市外から市内への立地を上回っている要因は。 →(創業支援・企業誘致推進課長)工業団地で空地が生じた際には、既存の事業者が先行して用地を拡大する事例が多いほか、工業団地外の工業系地域ではマンション等の進出意欲が高く、入札等においては、製造業が落札できないケースが多いことなど、産業用地不足が市外からの立地の伸び悩みの要因と考えている。 ○(財政局長)民間事業者は何社から意見聴取をしたのか。 →(経済担当部長)商工会議所の工業部会所属の9社から意見を聴取した。このほか、市外から立地した企業からも、STEP50が立地の決め手になったと前向きな意見をいただいている。 ○(財政局長)商工会議所の会員の意見を尊重するのは理解するが、市外からの進出を目指すのであれば、市外企業の意見に焦点を当てるべきと考える。 ○(財政局長)当事業により法人市民税が上昇し市の投資額を上回っているというデータが示されているが、正確性はいかがか。 →(創業支援・企業誘致推進課長)税情報なので、税務部門から厳密なデータをいただいているわけではないが、STEP50の活用前と活用後の法人市民税の差額の積み上げで算出している。 ○(財政局長)STEP50活用企業で撤退した企業はあるのか。 →(創業支援・企業誘致推進課長)ある。全体で数%程度の割合であると認識している。
----------------------------------	---

戦略会議の 主な議論 (10/23)	【戦略会議】 ○(市長)事業実施により法人市民税が市の投資額を上回っているとのことだが、税情報のため厳密なデータではないとの注意書きがある。資料の正確性はいかがか。 →(経済担当部長)特定の法人1社ごとのデータを積み上げたものではないが、対象を積み上げたデータを基にしており、正確性は適切なものであると考えている。 →(財政局長)税部門では特定の法人ごとの金額としては出せないが、積み上げたデータを提供している。なお、税情報については地方税法に反しない範囲で共有しているものである。 ○(市長)企業誘致業務含め、東京事務所との連携はどのような状況か。 →(経済担当部長)創業支援・企業誘致推進課から東京事務所に異動した職員を中心に連携を図っている。 →(創業支援・企業誘致推進課長)スタートアップ・ベンチャー企業が集まる都内でのイベント等で、本市の支援メニューや、アクセラレーションプログラムなどの取組PRを実施する他、他の政令市、関係自治体の企業誘致の状況等の情報共有をしている。 ○(市長)資料P3「市長が特別に指定するエリア」の指定実績はあるか。 →(創業支援・企業誘致推進課長)「SIA神奈川」、「オルガノ」の立地エリアの2か所が実績である。 ○(市長)資料P3「市内企業活用奨励金」の実績はいかがか。 →(創業支援・企業誘致推進課長)立地実績178件のうち36件の活用実績である。 ○(市長)比較的少ない印象である。市の立場として直接紹介はできないと思うが、どのようにアナウンスしているのか。 →(創業支援・企業誘致推進課長)奨励金の案内により積極的な活用を促すほか、大規模工事が可能な市内企業の問合せなどの際は、商工会議所を案内するなどしている。 ○(市長)市内企業を活用していただくことで雇用も税収も期待できるので是非推進していただきたい。 ○(市長)資料P5「製造品出荷額」が県内4位である理由は、「付加価値額」のデータとの関連は。 →(経済担当部長)上位の市には大企業の立地等の要因がある。付加価値額は、本市におけるデータである。 ○(市長)条例を5年に一度見直す理由は、第3期では途中見直しをしている理由は。 →(経済担当部長)期限付きの条例であり5年ごとに延長するつもりとなっている。 ○(市長)過去の改正における戦略的な誘致対象の見直しによる効果分析の内容は。 →(経済担当部長)第3期においては前半の2か年で16件の立地であったが、ロボット関連産業を重点リーディング産業に加えた後半の3年間で31件の立地となるなどの効果があったと考えている。ただし、改正の結果であるとは言いきれない。 →(創業支援・企業誘致推進課長)改正後、ロボット関連産業として認定した企業は7件にとどまっているが、さがみはらロボットビジネス協議会などで市内の企業が連携して取り組む機運の醸成など、一定の効果が上がっていると考えている。 ○(市長)令和3年度に奨励金に対し認定企業における税収が上回ったとのことだが、将来的な予測はできているのか。 →(経済担当部長)認定企業における税収については、現在の立地傾向が継続するという前提の予測である。ただし、新たな立地企業への奨励内容と税収の見込みは不確定要素である。 →(創業支援・企業誘致推進課長)示している推計は第4期までの実績を基にしているが、奨励内容は同等規模となるため、概ねお示した資料のような推移となる想定である。なお、平成17年の制度開始直後は立地件数も多く、奨励金額も多額であったが、今後は税収の伸びが上回っていくものと考えている。 ○(市長)リーディング産業の立地について、航空宇宙関連産業1件という実績についての評価はいかがか。 →(経済担当部長)数字自体は多いとは思っていない。航空宇宙関連産業は成長産業であることから、積極的に誘致していきたいと考えている。 ○(市長)産業用地の不足が誘致機会の損失に繋がっているとの分析だが、今後の事業用地(麻溝台・新磯野地区や補給廠跡地、橋本駅南口など)が生じることを見据え、見直しの必要性があるという考えか。 →(経済担当部長)今後も市内のものづくり産業が維持できるよう、インセンティブを設定していきたいと考えている。 ○(市長)工業用地、準工業用地について、経済担当部局としては引き続き工業系を維持していきたいという考えか。 →(経済担当部長)工業用地はそうである。準工業用地に居住している方々もいる中で現況を考慮する必要がある。
-----------------------------------	---

つづき 戦略会議の 主な議論 (10/23)	○(市長)市内への進出希望や、地理的要因等での撤退意向などは取りまとめているか。 →(経済担当部長)ご相談内容については、取りまとめて活用している。 ○(石井副市長)STEP50の「50」の意味はなにか。 →(経済担当部長)50年後を見据えた企業誘致の制度という意味である。 →(奈良副市長)平成16年に市制施行50周年を迎えた際に、次の50年に向けて作った。産業の空洞化が当時課題であり、歯止めをかける狙いで制度化した。「次の50年」、「早期に50社認定したい」という考えでネーミングを考え、短期5年で結果を出すことを目標に時限付きの条例とした経過がある。 ○(石井副市長)説明が必要なネーミングはいかがなものか。市民に分かりにくいので検討していただきたい。また、制度開始時に見据えていた「次の50年」のうち20年が経過した中で、制度は5年限りの延長を繰り返す構造に矛盾も感じるのを見直していただきたい。 ○(市長)神奈川県の制度「インベスト神奈川」も途中で名称を見直したのではないかと。 →(奈良副市長)神奈川県も時限措置で実施しており、当初は奨励金を出していたが、ソフト支援の制度に変更したと認識している。 ○(石井副市長)5年ごとの条例改正であるにも関わらず、ルールを変えているだけで、STEP50自体の見直しはしていない認識である。抜本的な見直しが必要と考える。 ○(石井副市長)投下資本額から固定資産税評価額への算定方法の変更について、税金から奨励金を支出する以上、手続きの簡素化だけを理由にするのは疑問である。 →(経済担当部長)投下資本額による算定において、償却資産分を除く作業が大変であるとの意見を企業から聞き取っている。固定資産税評価額に変更することも、立地に係る経費に対する奨励金という制度の理念に変更は生じないことから適切であると考えた。 ○(石井副市長)近隣自治体の状況はいかがか。 →(創業支援・企業誘致推進課長)政令市では投下資本額、固定資産税評価額の双方あり、投下資本額による算定が多いと認識しているが、本市のように償却資産分は対象外のところはないと認識している。償却資産の該当可否判断は複雑で提出資料も多く、企業にとって重荷となっている。 ○(石井副市長)償却資産について含める変更は検討しないのか。 →(経済担当部長)当初対象としていたものを、第2期に対象外に変更した経緯がある。 ○(石井副市長)償却資産に対する認識が企業にとって変化してきているのではないかと。投下資本の中で償却資産が占める割合も大きくなってきており、当時とは背景も変化した。一度対象外としたものであっても、時代背景が変化した中では検討しない理由にはならないのではないかと。こうした観点で、固定資産税評価額への変更には納得しかねる。 ○(石井副市長)短期集中で時限付きの条例として策定したにもかかわらず、時代背景が変化する中で、5年に1回のサイクルで条例を見直し続けたことで、既に策定時の理念などは薄れていると考える。加えて、改正を繰り返してきたことで、構成を含め限界が来ていると考えている。この条例で経済界の実情に対応しきれているのか。 →(経済担当部長)本条例で対応できていないという認識は持っていないが、今後の橋本駅周辺のまちづくりなどが進む中では、既存の制度の見直しも必要と認識しており、そうした大きな動きに合わせて見直してまいりたいと考えている。 ○(石井副市長)その考えを踏まえ、見直す意志があるのであれば先送りせず、今見直すべきと考える。 ○(中央区長)今回の見直しについては、事業用地が不足している中で、新規立地を目的にしているのか、既存の企業が立地し続けていただくことを目的にしているのか、どちらか。 →(経済担当部長)主に新たに立地していただくことを目的にしている。STEP50が魅力的な制度であるという企業の声は常に確認できている。 ○(総務局長)条例の整備方針については総務局で定めているが、本条例が策定された以降に定めたものである。本条例が改正を繰り返した経過を踏まえると、条例全体の構成の見直しについて、今回の条例改正後すぐに着手し、わかりやすいものに直していく必要があると考える。 ○(奈良副市長)本制度は短期集中で策定したものであった。活用実績などから、1期5年で終了とできなかった事情も推察できる。一方で、社会経済情勢が変化してきた20年の中で、本制度だけで対応は難しいものとする。まちづくりと本制度の関連を考えた時、ものづくりへの支援は引き続き必要であることに変わりはないが、新たな制度が必要と考える。 →(経済担当部長)本制度に効果があることに変わりはない。良いところは残しながら、時代に適した新たな制度を考えてまいりたい。 ○(教育長)固定資産税評価額は従前の土地活用により評価が全く変わる。固定資産税評価額を使うのであれば、製造業にとって償却資産の割合は大きく、これを踏まえて奨励率を検討すべきではないか。 ○(市長)全体として「税」に関する部分に課題があると感じた。また、5年に1度の改正となっているが、先行きの見通せない社会経済情勢の中で、見直しのタイミングや名称にも検討の余地があると考え。条例の中に制度の詳細まで記載する構成では、機動性にかかる懸念もある。今日の意見をまとめて再考していただきたい。 <<差し戻しとする>>
---	--

決定会議の 主な議論 (10/29)	○(総務局長)見直しのタイミングを5年から3年に短縮する提案は、現在想定している産業振興ビジョンの改正のタイミングと合致するが、戦略会議での議論も踏まえ、様々な施策を本条例の見直しにも含めていく観点によるものか。 →(経済担当部長)見直しは速やかに開始する考えであるが、どのタイミングで反映させるべきかと考えると、上位計画である産業振興ビジョンの改正に合わせる事が相応しいものと考えた。 ○(総務局長)今回の提案では雇用奨励金の部分のみを規則に委任していくとのことだが、その他の項目を今回見直さないことへの考え方はいかがか。また、構造を含めた条例全体の見直しについての考え方はいかがか。 →(経済担当部長)戦略会議での議論において「社会情勢の変化への対応」や「機動力を高める」ことが重要とのご意見をいただいた。賃金が急激に上昇している現状においては、特に機動力を高めて対応すべき項目として、雇用奨励金について見直しを図ることとした。なお、他の項目については、今後の抜本的な見直しの中で、条例と規則の構造も含めて考えてまいりたい。 ○(総務局長)緊急性のある部分については今回見直し、その他についても見直しを前提に検討していくという理解で良いか。 →(経済担当部長)その通りである。 ○(財政局長)償却資産を奨励金の算定に含めることについて速やかに検討し令和10年度以降の条例見直しで反映させていくとのことだが、本条例が当初、短期間で結果を出すことを前提に時限的に作られたものであったところを継続する判断をしたことも踏まえ、償却資産を奨励金の算定から除外したともあると考える中で、再度これを見直し、今後も制度を続けていくという考えなのか。 →(経済担当部長)戦略会議において、もともと時限的な制度の想定を、5年に一度見直し繰り返していくという手法が現状に合致していないのではというご意見をいただいたものと承知しているが、制度としては成果が上がっているものと認識している。こうしたことから、今後、条例には理念や考え方などを定め、具体的な要件や支援の内容などは規則に定めるなどの見直しを想定しているが、奨励制度自体の廃止は現時点では想定していない。 ○(財政局長)戦略会議での議論や、奨励制度の成果による今後の考え方を踏まえると、時限的な奨励措置であるSTEP50を継続するという事ではなく、条例を見直す今後3年間で廃止とし、新たな奨励制度を検討するという判断でも良いのではないか。 →(経済担当部長)認識としてはその考え方に近いものである。奨励制度全体の必要性は確かだが、根本的な見直しを図りたいと考えている。 ○(総合政策・地方創生担当部長)償却資産の扱いについて、速やかに調査研究はするが、反映は令和10年4月以降というスピード感に疑問がある。また、雇用奨励金のみを規則への委任に見直すことの考えに疑問がある。 →(経済担当部長)償却資産については、対象物によって減価償却期間に差があり、償却期間が極めて短いものは奨励金の対象としても税収に短期的な効果しかないものなどもあり、技術的な精査などに時間を要するものと認識している。規則への委任について、物価高騰の影響が様々あることは確かであるが、初任給を含めた賃金の高騰が最たるものと認識しており、これに迅速に対応したいという考えで雇用奨励金をまずは見直したいと考えている。 →(創業支援・企業誘致推進課長)雇用に関してはある程度定額で必要経費であるのに対し、土地建物への奨励金は立地を検討する際に大きな判断材料になっているものと考えている。土地建物への奨励金は早急に規則に委任せず、見極めた上で実施したいと考えている。 ○(総合政策・地方創生担当部長)規則に委任することは機動力を高めるものであり、ただちに奨励金の内容を見直すことと同意であるとは言えないのではないか。 ○(市長公室長)雇用奨励金については今回規則に委任する想定だが、同時に奨励金の内容も見直すという理解で良いか。 →(経済担当部長)雇用奨励金の内容の見直しについては、今後柔軟な視点で考慮するものと考えている。 ○(総務局長)機動力を高める、時代の要請に対応するための規則委任と考えると奨励金の内容の見直しも含めるものとするがいかがか。 →(創業支援・企業誘致推進課長)今回の見直しは機動力を高めることに力点を置いており、検討の進捗により奨励金の内容まで見直しをするかは決めていない。 ○(総合政策・地方創生担当部長)機動力を高める見直しが主なのであれば、雇用奨励金以外も今回規則に委任しても良いと考え、意見とする。 ○(財政局長)機動性を高めるための規則委任への見直しは賛成であるが、予算措置のルールは同時に検討していただきたい。 <<原案のとおり上部会議に付議する。>>
-----------------------------------	--

STEP50

相模原市産業集積促進条例の 改正について

相模原市 環境経済局
創業支援・企業誘致推進課

戦略会議における議論に対する考え方

「社会情勢の変化に対応する」視点から、以下の対応も含めた改正とする

論点	考え方
条例見直しのタイミング	・第5期条例施行期間は<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする</u> ・市総合計画や産業振興ビジョン等の見直しと整合性を図り、社会経済情勢の変化などに伴う課題や情勢等を<u>速やかに調査・研究し、令和10年度以降の新たな制度を検討する</u>
投下資本額から固定資産税評価額への変更	・投下資本額は実勢価格であり、価格高騰等の社会情勢の変化を直接反映するものである ・社会情勢の変化に対応するという考えのもとでは、<u>奨励額基準値として投下資本額を用いる方が適切</u> ⇒今回の改正では固定資産税評価額への変更は行わず、 <u>「投下資本額」を奨励措置の基準額として活用する</u>
条例から規則への委任について	・物価高騰に対する賃上げが国の経済対策においても議論されている状況を踏まえ、<u>「雇用奨励金」を規則に委任し、雇用に対する奨励措置の機動力を高める</u>
償却資産を奨励金に含めることについて	・償却資産（設備）に対する支援措置については、<u>速やかに調査・研究し、新たな制度設計の中で検討する</u>

審議事項

相模原市産業集積促進条例（STEP50）概要

工場・研究所立地（新設・増設・既存事業所活用）に要した費用に対する奨励金制度
平成17年から開始し、現在第四期目の制度運用中
主なメニューは以下のとおり

- ・ 工場等の投資に要した費用の10%～40%を補助
- ・ 対象となる工場等で新たに雇用する正社員×人数分の奨励金（雇用奨励金）
- ・ 対象となる工場等の固定資産税・都市計画税を5年間1/2（不均一課税）
- …等

本奨励金制度及び相模原市産業集積促進条例は5年毎に見直しを行うこととしており、
現行制度は令和7年3月末までが適用期間となっている。

審議事項

相模原市産業集積促進条例の改正及び第五期STEP50の事業実施について諮るもの

- （1）リーディング産業の分野継続（他事業と連携したリーディング産業誘致の継続）
- （2）大規模産業用地の製造業による立地を促す支援メニューの新設
- （3）「雇用奨励金」の条例から規則への委任

産業集積促進条例に基づく奨励措置（STEP50）概要

工場・研究所立地（新設・増設・既存事業所活用）に要した費用に対する奨励金制度

要件

①立地エリア

- ・工業専用地域
- ・工業地域
- ・準工業地域、非線引地域で0.5ha以上の一団の土地
- ・市長が特別に指定するエリア

②業種

- ・製造業
- ・情報通信業
- ・自然科学研究所

③最低投資額

- ・中小企業：1億円以上
- ・大企業：10億円以上

④投資対象

- ・工場や研究開発拠点機能に対する投資・立地計画

補助メニュー

最大で40%の奨励金の交付（最大10億円） 税の軽減や正規雇用に対する奨励措置も併用可能

※奨励金は操業開始後10か年に分割して交付

【買主側に対する奨励措置】

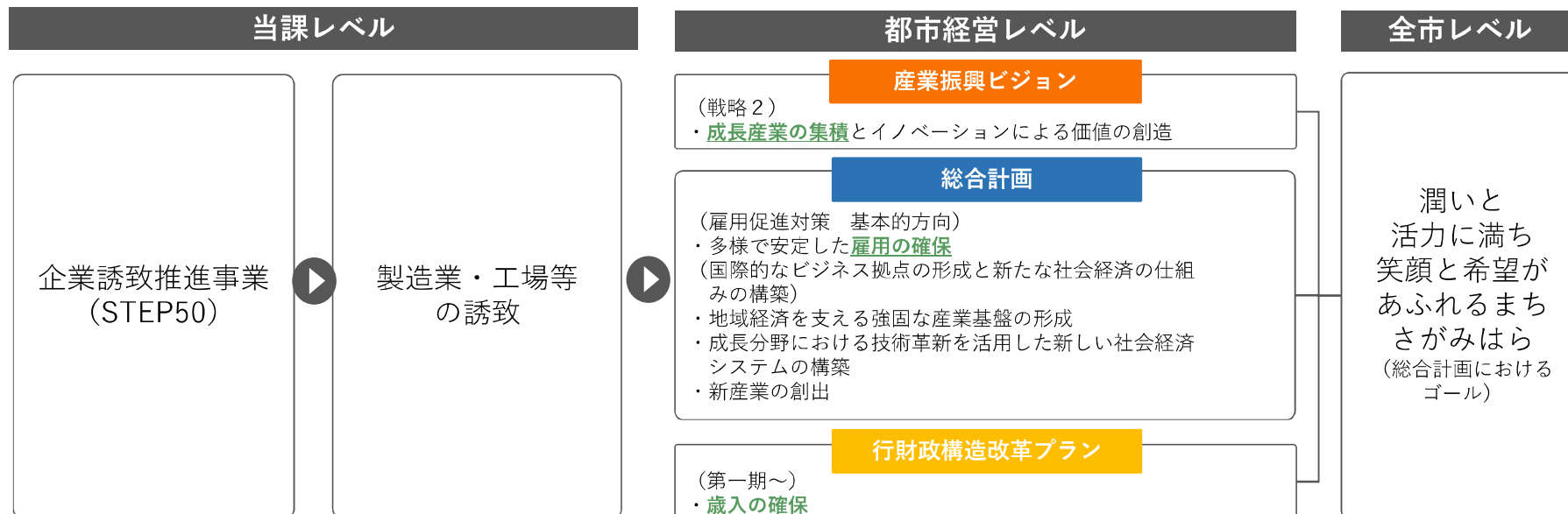
- ✓ 工場等の立地に要した費用の**10%～40%**を補助
 - ⇒リーディング産業（ロボット・航空宇宙）は**20%**
 - ⇒工場等と共に本社機能を市内に移転すると**10%**
 - ⇒市内に工場等の無い企業の初進出で**10%**
 - ⇒市内で30年以上工場を操業する会社は**10%**
- ✓ 市内の建設会社への発注で、家屋に係る工事請負契約額の**3%を上乗せ**（市内企業活用奨励金）
- ✓ 対象となる工場等で新たに雇用する正社員×人数分の奨励金（雇用奨励金）
 - ⇒**男性50万円、女性70万円** ※氷河期世代の方は60万円を上乗せ
- ✓ 対象となる工場等の**固定資産税・都市計画税を5年間1/2**（不均一課税）

【土地所有者・売主側に対する奨励措置】

- ✓ 1,000㎡以上の工業系用地を製造業へ売却した場合に、対象用地の固定資産税相当額の奨励措置（工業用地継承奨励金）
- ✓ 工業系の地区計画を定めた場合、地区計画区域内の土地に係る固定資産税・都市計画税の1/2相当額を5年間交付（工業保全地区奨励金）

産業集積促進条例（以下、条例）に基づく企業誘致、STEP50の意義・位置づけ

STEP50は一定規模の投資を行う工場等の立地を支援・誘致するための奨励制度。**成長産業集積や雇用の確保、税収増（法人市民税・事業所税・固定資産税）による歳入確保等、都市経営レベルの目的にも直接的に寄与する**



成長産業（ロボット・航空宇宙）の集積

例)

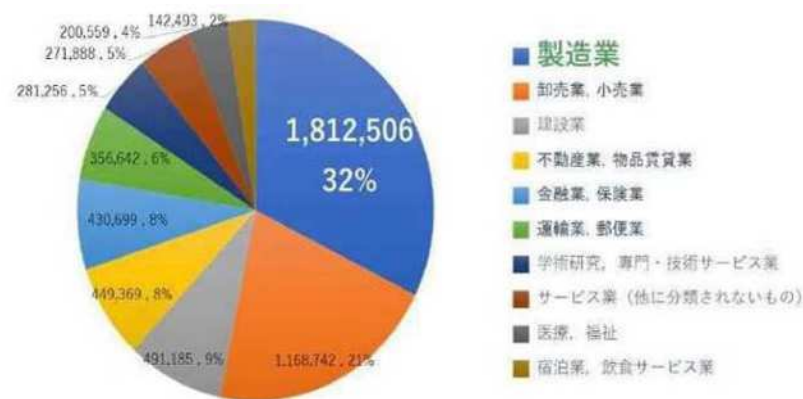
- ・アルトリスト株式会社
- ・愛知産業株式会社
- ・日本サーモニクス株式会社
- ・三菱電機株式会社

雇用奨励金 対象人数	STEP50認定企業 雇用者数	
	正社員数	パート
合計	7,843名	5,206名
235名		

雇用の確保

歳入の確保（税収効果）

令和5年度産業分類別法人市民税納付額（単位：千円）



産業集積促進条例（以下、条例）に基づく企業誘致、STEP50の意義・位置づけ

STEP50は、さがみはら産業振興ビジョン2025で掲げる目指す産業像の実現のために必要な様々な施策の中のうち、本市の強みである**製造業の維持・発展**とともに、本市経済を牽引する**成長産業の集積**に寄与するものである。

さがみはら産業振興ビジョン2025

目指す産業像

世界に向けて、新たな価値と魅力を創造・発信し、未来を拓くさがみはら

4つの戦略と8つの施策の方向性

戦略1 業種を超えた仕組みの構築による新産業の創出

施策の方向性 1.1 様々な産業の連携・交流を促し、製品やサービス等が一体となった新産業を創出する

戦略2 **成長産業の集積**とイノベーションによる価値の創造

施策の方向性 2.1 新しい成長分野を開拓し市場の獲得を促す

施策の方向性 2.2 イノベーションにより新たな価値を創造する

施策の方向性 2.3 ものづくりの力によりソリューションを創造し市民生活を支える

戦略3 地域資源の活用による魅力の創出とブランドの確立

施策の方向性 3.1 まちの魅力の磨き上げと積極的な発信により交流を促進する

施策の方向性 3.2 生活の質を維持・向上し、活力ある未来を実現する

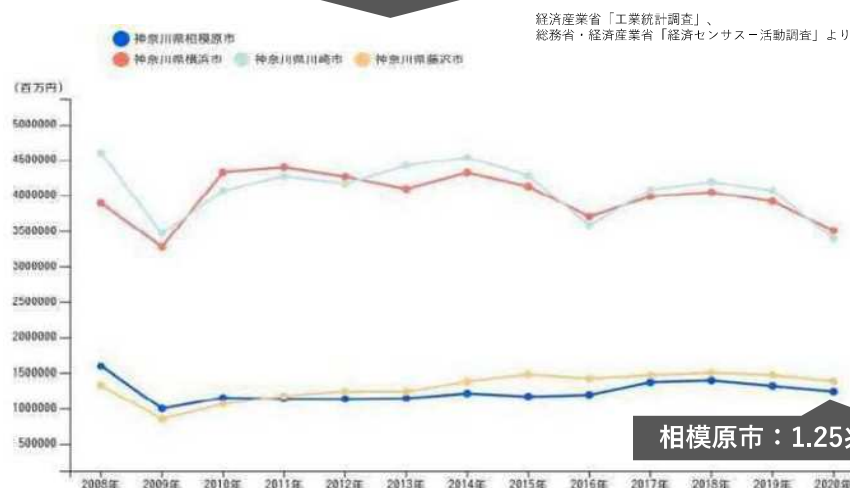
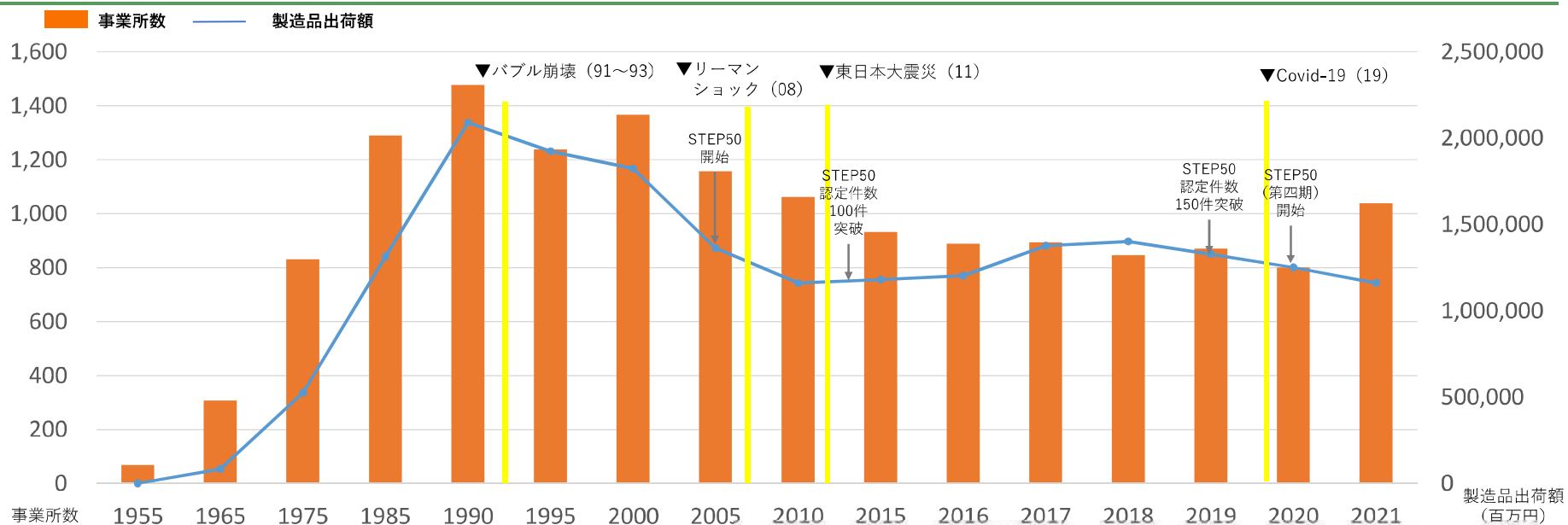
戦略4 産業を支える基盤づくりの推進

施策の方向性 4.1 市内産業の持続的な成長と発展に資する基盤づくりを推進する

施策の方向性 4.2 技術継承や生産工程の高度化により、ものづくりの基盤を支え続ける

相模原市の基盤産業と製造業誘致の背景

「工場誘致条例」を契機に製造業が集積。相模原市の製造品出荷額は県内第四位に位置し、付加価値額も製造業が最も高い。製造業により形成された産業基盤の維持・発展や雇用創出促進には、継続的な製造業誘致が不可欠



✓ 製造品出荷額は横浜市、川崎市、藤沢市に次ぐ第四位



✓ 付加価値額は市内全産業中製造業が最も高く、約2,533億円

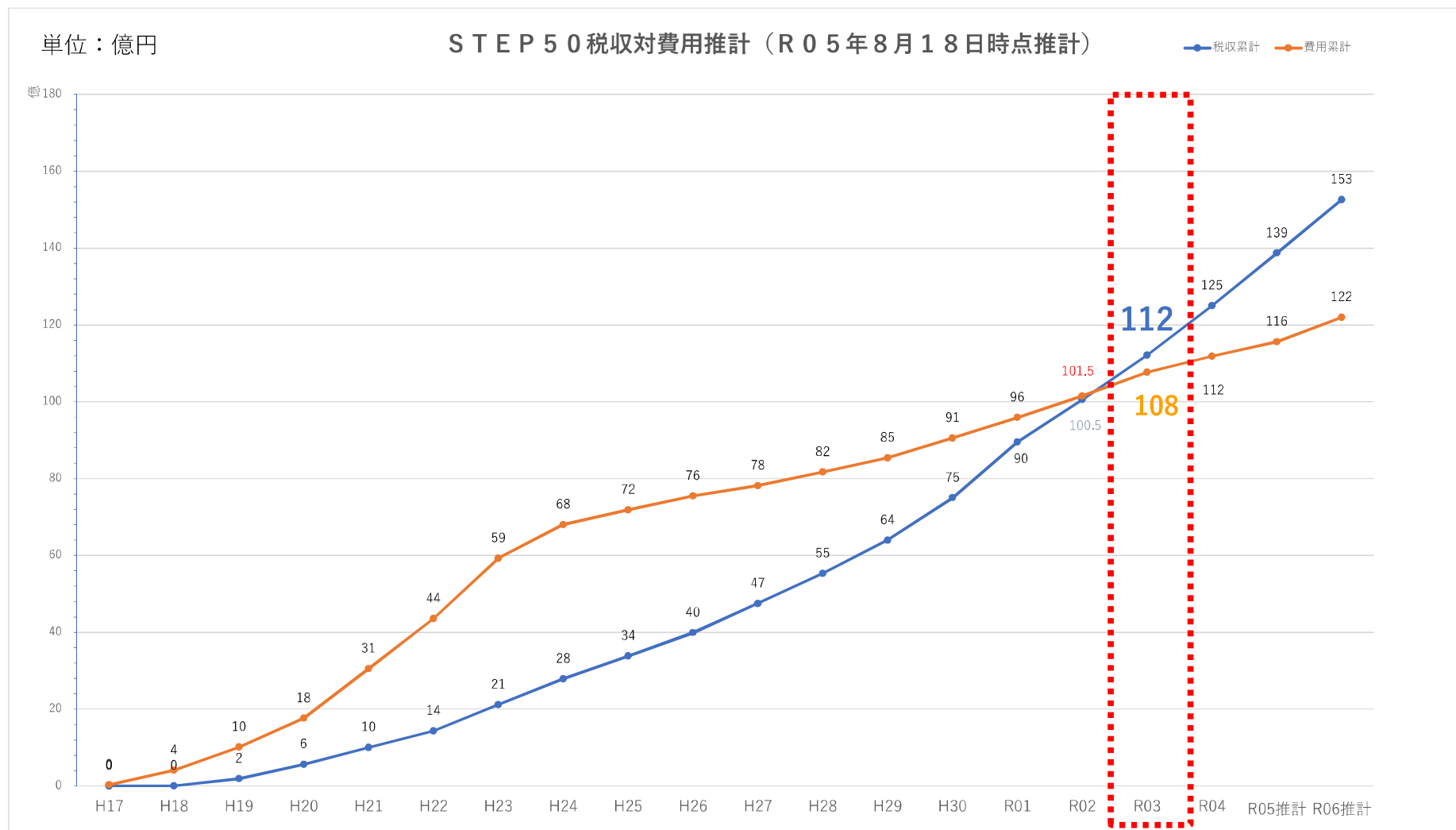
条例制定とこれまでの改正経過

R6.6時点の第1期～第4期までの**合計認定件数は178件、総投資額は2,006億円**にのぼる
第三期からは「リーディング産業」を設定し、戦略的な企業誘致を推進

時期	テーマ	実績
平成17年 (2005年) 10月	第1期STEP50制定 【 バブル経済崩壊後の産業の空洞化対策 】	・ 認定件数： 87件 ・ 企業からの総投資額： 1,210.3億円
平成22年 (2010年) 4月	第2期STEP50へ一部条例改正 【 「選択と集中」をキーワードに改正、4拠点への企業誘致へ 】 ・ リーマンショックによる急激な景気悪化への対策 ・ 対象地域を「新たな都市づくりの拠点※」へ限定 ※川尻・大島界地域、金原地区、当麻地区、麻溝台・新磯野地区	・ 認定件数： 22件 ・ 企業からの総投資額： 198.7億円
平成27年 (2015年) 4月	第3期STEP50へ一部条例改正 【 リーディング産業に焦点を当てた戦略的な企業誘致へ 】 ・ 対象地域を全市域へ拡大 ・ リーディング産業※の誘致に加え、本社の誘致、市内企業の活用促進を図る ※本市経済を牽引し「強固な産業集積基盤の形成」を推し進める産業。 航空宇宙、再生可能エネルギー、環境、ロボット、医療、介護、健康、食品加工、自動車 電気、電子、精密機械、金属製品の13産業を指定	・ 認定件数： 47件 ・ 企業からの総投資額： 421.5億円
平成29年 (2017年) 4月	第3期STEP50へ一部条例改正 【 「国際的なロボットビジネスの拠点＝相模原」の確立へ 】 ・ 「ロボット関連産業」を重点リーディング産業とし、インセンティブを強化 ・ 経済のグローバル化など社会経済情勢の変化に要件を対応	
令和2年 (2020年) 4月	第4期STEP50へ一部条例改正 【 リーディング産業の更なる集積と新たなプレイヤーの誘致 】 ・ 「ロボット・航空宇宙関連産業」へのインセンティブを強化 ・ 市外から市内へ初めて立地する企業へのインセンティブを強化	・ 認定件数： 22件 ・ 企業からの総投資額： 176.1億円

STEP50の費用対効果実績

令和3年度から、認定企業への奨励金等（立地等奨励金＋固定資産税軽減額）＝費用を認定企業による推計税収（法人市民税＋事業所税＋固定資産税＋個人市民税）＝効果が上回る



※対象はSTEP50認定企業のみ

第4期STEP50における主な活動と認定実績 ※継承奨励金案件はカウント対象外

市内外企業等への訪問を始め、様々な機会を通じて事業PRを実施。産業用地が不足する状況下で、**市外企業やリーディング産業該当企業の移転・立地検討情報をキャッチし、着実な立地支援を実現**

実績等/年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度(見込) (2024)
立地相談件数	36件	58件	44件	21件	未定
認定実績	1件	4件	9件	4件	4件 (R6.7月時点)
うち市内	0件	3件	8件	3件	3件
うち市外	1件	1件	1件	1件	1件
主なトピック	・ 市外外資系企業 の誘致	・ ロボット企業 の誘致 ・ 推計税収が奨励金額を上回る	・ 本社 の誘致 ※工場・研究所・本社の全面移転	・ 本社 の誘致 ・ ロボット企業 の新規認定	・ 本社 の誘致 ※工場・本社の全面移転
	立地企業例 ・ 株式会社裕源	立地企業例 ・ アルトリスト株式会社	立地企業例 ・ 株式会社エリオニクス	立地企業例 ・ 太陽工業株式会社	立地企業例 ・ 京王重機整備株式会社・東京特殊車体株式会社

STEP50条例改正に向けた課題の整理と対応の方向性

項目	補足	課題	今後の検討の方向性
リーディング産業（ロボット・航空宇宙）の立地支援・誘致	ロボットは6件、航空宇宙は1件と、一定の立地支援・誘致は実現したものの、更なる集積が必要（リーディング産業に設定した第三期・第四期合計）	・更なるリーディング産業誘致の必要性	・市場規模の拡大を踏まえたロボット・航空宇宙産業のリーディング産業への位置づけの継続
		・STEP50の制度がマッチしない層に対する、STEP50以外のアプローチの実施	・アクセラレーションプログラムやイノベーション創出促進事業と連携した誘致活動
産業用地の状況	産業用地が不足しており、多くの立地相談があるものの、機会損失が発生	・オフィス等の不足と、業務機能の立地	・STEP50以外による支援施策の検討
	大規模な産業用地の非製造業による利用転換	・産業用地の創出	・庁内横断的な産業用地の創出検討
	奨励金算定基準は条例で制定しているが、一部の奨励金は定額制のため、社会情勢の変化に対応する迅速性・柔軟性が必要	・インパクトが大きい、大規模製造業事業所移転・撤退後の製造業誘致	・大規模製造事業所の移転、撤退後の製造業立地を促す奨励措置の新設
		・社会情勢の変化に対応した雇用奨励金の柔軟な運用	・雇用奨励金の条例から規則への委任

STEP50の改正に向けたポイント

- ✓ リーディング産業の分野継続
- ✓ 大規模産業用地への製造業による立地を促す支援メニューの新設
- ✓ 「雇用奨励金」の条例から規則への委任

現在のSTEP50主要メニューと見直し内容の整理

見直し

✓ 敷地面積30,000㎡以上の用地取得に係る立地に対する20%の奨励措置を追加

※①～④は合算（併用）可能。ただし最大40%、土地・建物の合計で10億円を上限

	要件	土地	建物
①	リーディング産業（ロボット・航空宇宙）	20%	20%
②	工場とともに本社が立地した場合	10%	10%
③	初めて市内に進出する企業の場合	10%	10%
④（新）	敷地面積30,000㎡以上の立地	20%	20%
⑤	新たな都市づくりの拠点への立地	10%	-
⑥	市内30年以上操業の企業等	-	10%

No.	単独適用/ ①～④の組み合わせ	①リーディング産業 （ロボット・航空宇宙）	②工場とともに 本社が立地した場合	③初めて市内に 進出する企業の場合	②工場とともに 本社が立地した場合 ＋ ③初めて市内に 進出する企業の場合	④敷地面積30,000㎡ 以上の立地
-	単独適用	20%	10%	10%	20%	20%
①	リーディング産業 （ロボット・航空宇宙）	-	30%	30%	40%	40%
②	工場とともに 本社が立地した場合	30%	-	20%	-	30%
③	初めて市内に 進出する企業の場合	30%	20%	-	-	30%
④	敷地面積30,000㎡ 以上の立地	40%	30%	30%	40%	-

廃止

✓ 製造業に工業系用地を売却した場合、売却者への当該用地固定資産税相当額の奨励措置（インセンティブとして機能しづらいため廃止）

今後のSTEP50に対する考え方

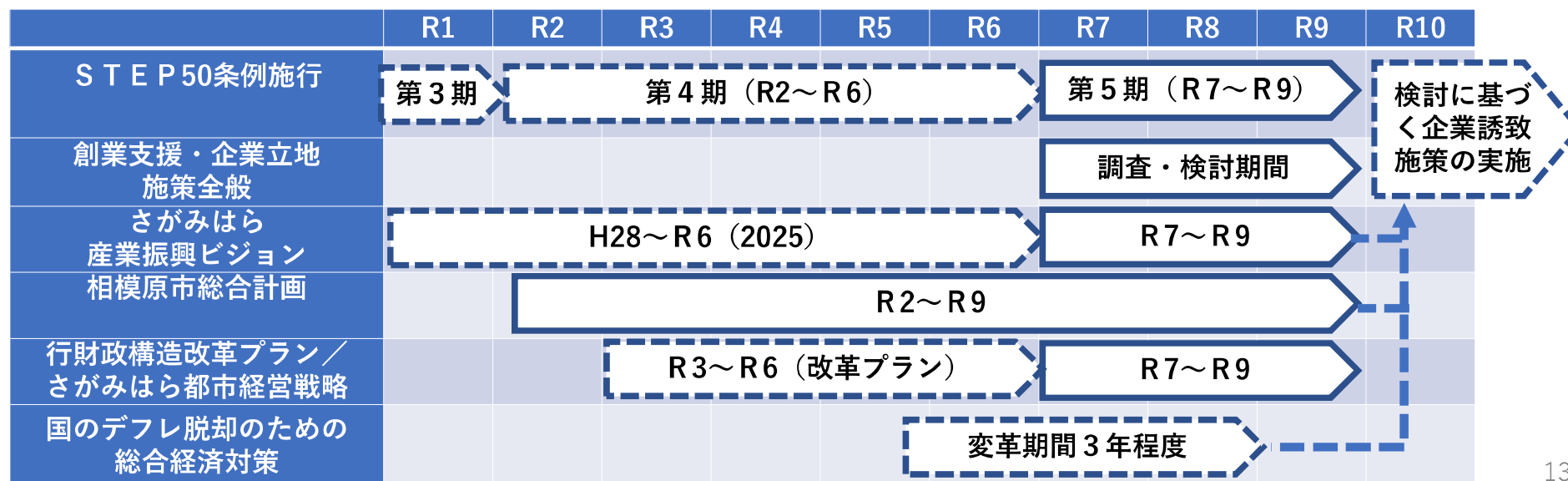
○産業政策全体のあり方を踏まえ、産業集積促進の継続を検討

- ✓ 制度の目的・意義や効果、他都市の企業立地支援の状況等を踏まえ、製造業立地における都市間競争力を維持するためには、引き続き、**令和7年度以降も製造業に対する継続的な支援制度は必要**であるため、産業政策全体のあり方を踏まえ、産業集積促進制度の継続を検討する

○上位計画や社会情勢を踏まえた施行期間の設定

- ✓ 国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策（R5.11.2閣議決定・変革期間は3年程度）」に掲げる成長型経済への変革時期にあたることや、**市総合計画、産業振興ビジョン等と整合**を図った効果的な制度とするため、社会経済環境の変化などに伴う**新たな課題や情勢等を調査・研究した上で、令和10年度以降の制度設計を検討**する。

- ✓ 第5期条例施行期間は**令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間**とする。



(様式2)

事 案 調 書 (戦 略 会 議)

審議日 令和6 年 11 月 6 日

案 件 名	相模原駅北口地区土地利用計画に係る民間提案募集について									
所 管	都市建設	局 区	-	部	相模原駅周辺 まちづくり	課	担当者		内線	
事業概要										
令和7年夏頃に策定予定の相模原駅北口地区土地利用計画の検討にあたり、民間提案募集の取組を進めているが、提案が出揃ったため、その概要を共有するとともに、各提案の課題や取り入れる内容等について検討するもの。										
審議事項 （庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論）	民間事業者からの提案について報告するもの。									
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり報告を承認する。									
事業効果 総合計画との関連	事業効果	相模総合補給廠一部返還地のまちづくりを進めることにより、相模原駅周辺地区全体の発展の起爆剤となり、補給廠の全面返還の布石となることが期待できる。 また、国有地である当地区が国から民間事業者へ直接売却等処分される際、民間活力を最大限に生かすことができる。								
	効果測定指標	なし						施策番号	23	
		R6	R7		R8					
	事業効果 年度目標	土地利用計画の検討 →民間事業者提案を踏 まえ、土地利用計画骨 子の取りまとめ	土地利用計画の策定		(参考) 事業経費の精査、 予備設計、 B/Cの算定 など					
事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工										
○事業スケジュール										
実施 内容	R6		R7		R8	R9	R10	R11	R12	
	R6.7～9 民間事業者 からの 提案募集 10月 ～ プレゼン・ 対話 骨子 取り まとめ 6月 建設 部会 6月～ パブ リック コメント 夏頃 土地 利用 計画 策定 反映 庁議 反映 庁議 道路NW強化検討									

○事業経費・財源		反映							(千円)	
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
事業費(費)		110,162	92,750	221,670	308,500					
うち任意分										
特財										
国、県支出金										
地方債										
その他										
一般財源		110,162	92,750	221,670	308,500	0	0	0		
うち任意分										
捻出する財源※2										
一般財源拠出見込額		110,162	92,750	221,670	308,500	0	0	0		
元利償還金(交付税措置分を除く)										
捻出する財源概要										
税源涵養 (事業の税収効果)		国有地である当地区が民間事業者に対して売却されることにより、固定資産税等の収入が見込まれる								
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)								
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
実施に係る人工	A	5	6	7	7					
局内で捻出する人工※	B									
必要な人工	C=A-B	5	6	7	7	0	0	0		
局内で捻出する人工概要										
SDGs 関連ゴールに○										
								○	○	
										
		○					○			
日程等 調整事項	条例等の調整			議会提案時期			報道への情報提供		なし	
	パブリックコメント	あり	時期	R7.6		議会への情報提供		部会		
事前調整、検討経過等										
調整部局名等		調整内容・結果								
R6.10.11		相模原駅北口地区土地利用計画実務者会議(調整会議の代替として開催)で了承								
R6.10.15		相模原駅北口地区土地利用計画庁内調整会議で了承								
備考										

庁議におけるこれまでの議論	
調整会議の 主な議論 (10/11)	【3つのケース案の絞込みについて】 今回の民間提案募集では、3つのケースそれぞれについて提案があり、今後、プレゼンテーション・対話を通じて1つのケースに絞り込む必要がある。そのためには市として何がやりたいことなのかを整理しておく必要がある。 【周辺道路ネットワーク整備について】 今回集まった提案には、周辺道路ネットワークの整備が必要と考えられる提案が多数あった。周辺道路ネットワークの整備と最終的に目指すまちとの整合性をはかる必要がある。 【プレゼンテーション・対話における各担当課からの質問について】 プレゼンテーション・対話において審査を実施する審査・検討委員会の構成員に都市建設局長及びリニア駅周辺まちづくり担当部長が入っているため、庁内の意向や質問については、局部長を通じて反映させる。 【提出された提案書のまとめ方について】 提出された各提案内容にある各機能の施設一覧があると分かりやすい。
決定会議の 主な議論 (10/31)	○(市長公室長)進め方について確認したい。また、議会への示し方も意見をいただきたい。3月下旬に骨子取りまとめとなっているが、3月定例会の終了後となるか。 →(相模原駅周辺まちづくり課長)その通りである。 →(総務法制課長)その段階では情報提供とし、土地利用計画策定時に全員協議会を想定している。 →(政策課長)説明資料の庁議スケジュールについては、戦略会議での意見を踏まえ、改めて調整会議で流れを決定した。今回を含め、骨子素案策定前に2回の庁議を想定しており、骨子案策定については、改めて庁議に諮る流れとしている。今後、この件を戦略会議に諮るかどうかは、ここでの議論と考えている。 ○(総合政策・地方創生担当部長)次回の庁議はどういった想定か。 →(リニア駅周辺まちづくり担当部長)今回は提案のプレゼンが終わった段階であり、審査・検討委員会としては、各提案の参考になる部分を抜き出して議論していくこととしており、その結果を踏まえて次の庁議において報告する。また、市としてスタジアムをどう扱っていくのかなどについても、次の庁議までに検討を行っていききたい。 →(市長公室長)10者からの提案を絞り込んで次回の庁議に諮るのか。 →(相模原駅周辺まちづくり課長)市としての軸足を検討し、庁議の中で説明していく。 →(市長公室長)次回の庁議ではイノベーション、ライフ、交流のうちいずれかを本市として重視するかを示すということであるため、骨子の策定方針ということが伝わるように資料を修正した方が良い。 ○(財政局長)スタジアムの取り扱いが一番大きいのではないか。現状では、具体的な財政負担が見えないが、視点として、実入りが大きいかは重要である。 →(相模原駅周辺まちづくり課長)土地利用計画は財務省に提出する資料であり、土地の処分先として民間が公共かを明らかにすることも大きな要素である。施設の規模感を出したうえで税金についても試算する。 →(財政課長)将来的な財政負担や税金効果も含めて、ある程度定量的に示してもらい、判断基準の一つとしてもらいたい。 ○(市長公室長)国有財産審議会にはいつ諮るのか。まちびらきの時期は公表できるか。 →(相模原駅周辺まちづくり課長)財務省の入札によるもので示せない。土地利用計画策定後早く土地処分をして欲しいことは伝えなければならないが、実際には国次第である。 →(リニア駅周辺まちづくり担当部長)今後取り組む内容や、その表現はこれから検討していくが、計画を策定する以上は、手順や目安の示し方を検討したい。 →(市長公室長)完了時期ではなく、着手は必要ではないか。これまで対外的に説明していないのか。 →(相模原駅周辺まちづくり課長)土地利用計画策定後には、大規模事業評価や都市計画決定があることから、それらの年次や目標を示していければと考えている。土地の処分については、相手もあることで交渉が必要と考えている。 ○(総合政策・地方創生担当部長)土地利用計画策定後、国有財産審議会に諮られるのか。 →(相模原駅周辺まちづくり課長)策定後に国有財産審議会に報告する。その後、都市計画決定の法廷手続きの際に協議いただき、都市計画決定後に土地処分方法について諮問すると承知している。例えば売却であれば条件などを示し、最短でも報告から諮問まで4、5年程度はかかっている例が多い。 ○(総合政策・地方創生担当部長)土地利用計画の策定については、市民意見を伺う場はあるのか。 →(相模原駅周辺まちづくり課長)骨子としてまとめたところで、オープンハウスや、ワークショップ、パブリックコメント等を行う予定である。 ○(市長公室長)道路等公共施設の費用が必要となるタイミングはいつ頃を想定しているか。 →(相模原駅周辺まちづくり課長)7年度に計画を策定すれば、早ければ8年度となる可能性もある。 →(財政局長)全国的に言えば事例があるのではないか。それらを参考にある程度のスケジュールは示せないものか。本市として時間軸を持っているのかは問われる。それに対して、民間の影響や国の影響があることはやむを得ないが、現時点での想定を示すことは必要ではないか。 →(相模原駅周辺まちづくり課長)国有地を民間に処分した事例はあまりない。 ○(市長公室長)改めて、スケジュールについてはどのように考えるか。 →(相模原駅周辺まちづくり課長)市の取組である大規模事業評価、都市計画決定は令和9年、10年くらいを目指すのが目標である。 ○(総務法制課長)重視するケースは提案者が選定していると思われるが、最終的に提案とは異なる施設を導入することはないのか。 →(相模原駅周辺まちづくり課長)今後の検討において整理しなければならない。

民間提案募集実施要領の公表、事前説明会 ※7月

参加申込提案

※8月9日〆切

13者

提案数

※9月27日〆切

12者

にぎわい機能を備えた中層低密度・ライフ重視ケース **2者**

職住近接構想高密度・イノベーション重視ケース **5者**

スタジアム・商業を核とした高層高密度・交流重視ケース **5者**

※スタジアムを含む提案は **4者**

プレゼンテーション

※10月28日、29日

10者

※書面審査不通過、辞退 各1者

総 括

- 提案者にとっては限られた期間で、インセンティブや対価がない中での検討であったため、いずれの提案も事業採算性の精査までは至っていない
- 一方で、参考とすべき部分もあったため、今後の土地利用計画の検討において生かしていく

💡 特徴的な提案、今後の参考とすべき内容 💡

商 業 ・ 業 務 系 施 設

- ◆ オフィス需要が薄く、企業誘致は厳しいため、行政の支援が必要（A者、G者など）
※ 審査・検討委員会からも同様の発言あり
- ◆ 住宅や商業施設については一定の需要が見込まれる（全提案）
- ◆ データセンターの立地により通信環境等が整い、研究開発事業者の立地を誘導できる可能性がある（D社）

脱 炭 素

- ◆ 大型蓄電池を公園の地下に設置（立体都市公園制度の活用）（D社）
- ◆ 脱炭素化の取組は行政の支援が必要（G者）
- ◆ 津久井産木材の活用（A者ほか）

ス タ ジ ア ム

- ◆ 用地は公園内に確保、又は市／国から無償貸与を前提（H者、I者）
- ◆ スタジアムは公共施設でないと、成立しない（K者）

そ の 他 特 徴 的 な 提 案

- ◆ 各機能の交流を創出するため交流ハブ機能をまちの中心に配置（A者、G者、I者）
- ◆ 街区を一辺100m程度とし、街路樹を多く取り入れた広々とした街路を確保（B者）
- ◆ 都市農園を全面に打ち出したまちづくりを促進（C者）
- ◆ 国際単科大学を誘致（H者）
- ◆ 交通負荷の大きい商業施設を当面の間、多目的なパブリックスペースとして活用（D者）

【A者】 ケース3 イノベーション重視 職住近接高層高密度

主な施設

- 多世代型共生住宅
- 次世代型商業施設
- 医療センター、研究施設
- ホテル、教育施設
- センターステージ

提案の特徴・特筆すべき点

- 交流ハブに力点をおき、“ハブ”であることを意識し、イノベーションの核としての位置づけ。
- 各機能への特徴付けの提案。教育・研究、ウェルネスなどの独自ゾーニングを提案。
- 段階的まちづくりのイメージが比較的しやすい。

【B者】 ケース2 ライフ重視 にぎわい機能を備えた中層低密度

主な施設

- 集合住宅、サ高住
- 地域密着商業施設
- オフィスビル
- ホテル、ホール、図書館
- 中庭、緑の歩行者空間

提案の特徴・特筆すべき点

- 低容積率で、穏やかな集客の機能構成。環境負荷、交通負荷が相対的に小さい。
- 市民利用を重視した機能構成。
- ヒューマンスケールの方策としてのグリッドプランの採用。
- 段階的まちづくりがイメージしやすく、現状の周辺道路網でも成立しやすい提案。

相模原駅北口地区土地利用計画に係る民間提案募集について

【C者】 ケース2 ライフ重視 にぎわい機能を備えた中層低密度

主な施設

- マンション（6棟）
- 体験型商業施設
- インキュベーション施設・フィールド
- 地域型ホール
- 都市農園、イベント広場

提案の特徴・特筆すべき点

- 交流ハブに力点をおき、都市農園を中心に周囲の施設と連携するもので、独自性のある提案。
- 住宅をメインとした現実性のある機能構成。
- 緑地の多面的機能を引き出す提案。
- 低中密度の街並みで、交通負荷やエネルギー負荷が相対的に小さい。
- 段階的まちづくりがイメージしやすく、現状の周辺道路網でも成立しやすい提案。

【D者】 ケース3 イノベーション重視 職住近接高層高密度

主な施設

- タワーマンション
- 大型商業・エンタメ・発信拠点、生活利便店舗
- データセンター、イノベーション施設
- 駅前公園イベント広場
- 立体都市公園

提案の特徴・特筆すべき点

- 大規模蓄電池の導入とエネルギーマネジメントと交流ハブの一体化の提案。
- 脱炭素を標榜するまちとしてのシンボルづくりの提案。
- 駅前交通広場と交流にぎわい機能の一体化。
- 周辺道路網整備にあわせた段階的まちづくりの提案。（当面は交流ハブとデータセンター、住宅によるまちづくり）

相模原駅北口地区土地利用計画に係る民間提案募集について

【E者】 ケース3 イノベーション重視 職住近接高層高密度

主な施設

- 高層マンション、賃貸住宅
- 大型商業施設
- 産・学連携施設
- メーカーラボ、温浴施設、ホテル
- 屋上広場

提案の特徴・特筆すべき点

- 大規模商業施設による交流に特化。
- 大型商業施設が、業務開発共創機能、交流ハブ機能を包含。
- 地域住民、市民の参加を重視した交流ハブの提案。
- モビリティハブなど新しい交通手段の取り込み。

【G者】 ケース7 交流重視 スタジアム・商業を核とした高層高密度

主な施設

- 中層マンション、戸建て
- 大型ショッピングセンター
- コワーキングスペース
- アーバンスポーツ施設
- 駅前広場と店舗が一体化した公園

提案の特徴・特筆すべき点

- 大規模商業施設による交流に特化。
- 当該機能による広域的な集客力、にぎわいに期待が持てる。

相模原駅北口地区土地利用計画に係る民間提案募集について

【H者】 ケース7 交流重視 スタジアム・商業を核とした高層高密度

主な施設

- 高層マンション
- 大型複合商業施設
- 国際単科大学、レンタルラボ、コンベンション
- 全天候型スタジアム・アリーナ
- 国際交流広場

提案の特徴・特筆すべき点

- 「英語と芸術の街」、また、海外大学誘致といった独自性のある提案。
- スタジアムや商業機能、教育機能等によるにぎわいに期待が持てる。
- 橋本駅周辺との連携を重視し、多様な交通手段の提案。（ロープウェイ、地下道&自動運転）

【I者】 ケース7 交流重視 スタジアム・商業を核とした高層高密度

主な施設

- マンション
- ショッピングセンター
- オフィス棟（市役所移転も視野）
- 球技スタジアム
- オープンスペース

提案の特徴・特筆すべき点

- スタジアムを核に大規模商業、宿泊機能などの多様な交流機能を複合化。
- 広域的な集客力、にぎわいに期待が持てる。
- 交流ハブでのアクティビティへの提案が豊富。交流ハブの機能を付加した駅前交通広場の提案。

相模原駅北口地区土地利用計画に係る民間提案募集について

【Ｊ者】 ケース７ 交流重視 スタジアム・商業を核とした高層高密度

主な施設

- 高層マンション
- ショッピングセンター
- インキュベーション施設
- スタジアム
- 駅前大規模広場

提案の特徴・特筆すべき点

- スタジアムや商業によるにぎわい・交流に期待が持てる。
- グリーンインフラを意識し、市民参加型の管理など、市民参加を積極的に取り入れる。

【Ｋ者】 ケース７ 交流重視 スタジアム・商業を核とした高層高密度

主な施設

- 高層マンション
- ショッピングセンター
- イノベーション施設
- スタジアム
- デッキ上の交流広場、駅前イベント広場

提案の特徴・特筆すべき点

- スタジアムほか商業との組み合わせにより、賑わい、拠点性に期待が持てる。
- スタジアムは各種イベントや小中学校の利用を想定し、周辺環境との調和の観点から夜間利用は想定しない。

1 (仮称)相模原市子育て応援条例の制定について

【こども・若者未来局 こども・若者政策課】

(1) 主な意見等

- (市長) 前回の戦略会議において、教育委員会との連携・相談について意見し、説明資料13ページに「教育委員会」を追記して両輪であることを示していただいたが、教育委員会との調整・相談経過について伺う。
 - (こども・若者未来局長) 本局からは、私と関係職員、教育局からは、教育長、教育局長、関係する所属長の下、個々の施策を進める前提として、「何に向かっていくか」の認識・共有を行った。教育委員会においても、日々子ども達と向き合っている中で、学校は教育機関であり、「市」の組織でもあることから、市の施策の方向性を共有した上で、個々の取組に反映させていくということを認識・共有した。また、例えば、不登校対策や子どもの居場所づくり等といった個別事業を推進するに当たり、現場の職員に対して、本条例の考え方を示していきたいということを相談した。
 - (市長) こども・若者未来局との意見交換や相談を受けた中で、教育長に教育委員会の考えを伺いたい。
 - (教育長) 子育てするということを、「教育」や「保育」などと分けるのではなく、市で一体的に進めていく必要があることは、共通理解である。条例の制定についても、子育てしていく安心感や、子育てに対する不安感をどう解消していくのか、あるいは、気運醸成をどのように図っていくのか、こども・若者未来局長と調整をさせていただいた。今回の条例は規制条例ではなく理念条例で、今後、様々な取組を行っていくが、条例だけでは見えてこない。具体的な施策に重点が置かれるのではないかと考える。条例の制定自体は賛成であり、社会として「子どもが」と括るのではなく、子育てを見守るような雰囲気をもどのように作っていくのか。今夏に藤野北小学校を再開したが、地域の方々からは「子ども達の声が聞こえるようになって本当に良かった」との声をいただいた。地域が子どもを見守る雰囲気を作っていくことが大事であると感じた。
- (石井副市長) 条例の制定にあたり、本市がどのように「子育て」を進めていくのか市民、関係機関、外部からも注目されるようになる。条例は、子育て世代を応援するという理念の下で進めてきたものであるが、事業の実施の有無については、予算との連携もあるため別の場で議論するにしても、どのように環境や、子育てを応援するシステムを社会に根差し作らせていくのか、是非、その部分に力を注いでいただきたい。それが、こども・若者未来局と教育局に求められる大きな役割であり、常に念頭に置き、取り組んでいただきたい。
- (教育長) 子ども・子育て会議へ審議し答申を受けた条例であるが、答申と条例で変更点があれば、内容を整理し説明できるようにしていただきたい。
- (市長) 今後も教育委員会とさらなる連携を進めていただきたい。

(2) 結 果

- 原案のとおり承認する。

2 相模原市産業集積促進条例の改正及び第五期STEP50の事業実施について

【環境経済局 創業支援・企業誘致推進課】

(1) 主な意見等

- (市長) 差し戻しとなった前回の戦略会議以降の提案内容の見直しにおいて、制度の期間を5年間から3年間に変更したとのことだが、理由を伺いたい。
 - (環境経済局長) 一例として、リニア駅設置予定の橋本駅周辺を中心に、今後技術産業の拠点化を図っていく中では、新たな支援制度も必要と想定している。STEP50と併せて、こうしたまちづくりと連動した施策など産業支援全体の見直しを想定し3年間とした。また、相模原市総合計画や検討中の産業振興ビジョンの終期と合わせる意図もある。
 - (経済担当部長) 民間企業にも好評な制度であるSTEP50を今後抜本的に見直すことから、丁寧な意見交換や周知を図る必要があると考え、その期間として3年間を設定した。
- (市長) 新たな提案として、雇用奨励金のみを規則委任することとしているが、一部の取り扱いのみを変更する提案であり、検討が不十分なのではないかと危惧する。検討経過を伺いたい。
 - (環境経済局長) 前回の戦略会議において、条例から規則に委任することで社会経済情勢の変化に柔軟な対応を図る必要性について意見があったことを踏まえ、全部を規則に委任するという可否について議論した。投下資本額による奨励金額の算定とすることで物価高等に柔軟な対応が可能となることに對し、定額となっている雇用奨励金については、機動性を高める必要があると判断し、条例改正を要せず柔軟な見直しができるよう規則への委任を提案したものである。
 - (経済担当部長) 前回の戦略会議において、社会情勢の変化に対応していく必要性について多くの意見をいただいた。これを重視し、定額で固定されている雇用奨励金について見直すことが機動性を高めることにつながると判断した。
- (石井副市長) 前回の戦略会議での議論に対応しているとは言いがたい。STEP50自体の議論ではなく、社会経済情勢が変化する中で、抜本的な産業政策の見直しに着手してこなかったことへの回答がない。条例改正の提案をきっかけに3年間かけて見直したいとのことだが、この議論がなければ環境経済局として産業政策のあり方をどう考えていたのか伺いたい。
 - (経済担当部長) 条例改正を繰り返した結果、条例の構成が分かりにくいということは確かであるが、制度自体は企業の皆様にとって好意的に活用されており、今でも有効なものであると認識している。前回の戦略会議での意見も踏まえ、今後のSTEP50の見直しについても、産業政策全体の在り方を踏まえて抜本的に見直したいと考えているものである。
- (石井副市長) そもそも制度を創設した時期において、時代背景も踏まえ短期集中で実施する制度であった。こうした制度の本質に立ち返れば、過去に何度も見直しの時期はあったはずである。行財政構造改革や福祉政策の見直しなど、行政として先手を打ち将来の本市を見据え、必要なものは都度見直している。前回の戦略会議においても抜本的な見直しを求めることになったと認識しているが、その対応がなされていない。
- (奈良副市長) 産業政策全般に対する動きが遅いことについては反省するところである。また、産業政策においてSTEP50に意識が集中しすぎているところは受け止めなければならない。工業用地の創出や企業誘致などにおいてSTEP50が効果的かつ実績もあることは確かであるが、これ以外の産業政策が不足していることは認める必要がある。STEP50は産業政策の一部でしかないことを認識し、対応していかなければならない。
- (市長) 抜本的な産業政策の見直しは必要と考えている。3年間での見直しとの提案だが、スピード感を持ち2年間での見直しを条件に了承としたい。

第6回 戦略会議 議事録

(様式4)

- (石井副市長) 今回の提案について、様々な意見があった中での承認であることを受け、検討状況の報告の機会を設けていただきたい。

(2) 結 果

- 原案を一部修正し、承認する。

3 相模原駅北口地区土地利用計画に係る民間提案募集について

【都市建設局 相模原駅周辺まちづくり課】

(1) 主な意見等

- (市長) 令和7年の夏頃に土地利用計画策定を予定しているが、策定後のスケジュールはどのように見込んでいるのか。
 - (リニア駅周辺まちづくり担当部長) 令和7年の夏頃に土地利用計画が策定できれば、都市計画決定は令和7年度から令和8年度にかけて、大規模事業評価に向けた手続は令和9年から10年度以降を考えている。
- (市長) 国有財産審議会の開催はいつ頃を予定しているか。
 - (都市建設局長) 土地の所有者である国が都市計画決定の手続きと並行して開催するものと見込んでいる。
 - (市長) どのような案件が国有財産審議会に報告するものになるか。
 - (相模原駅周辺まちづくり課長) 国との協議によるが、本案件に関しては審議会の対象になると考えている。
 - (市長) 審議会は常時開催しているのか。具体的な開催時期はいつ頃になるか。
 - (相模原駅周辺まちづくり課長) 審議会は案件状況に応じて開催されている。
 - (リニア駅周辺まちづくり担当部長) 関係者との調整次第であるが、なるべく早期に審議会へ報告したいと考えている。
- (市長) 本日は民間提案の報告だが、提案を受け、今後どのように検討を進めるのか。
 - (リニア駅周辺まちづくり担当部長) 国や学識経験者、市民、民間事業者等によって構成される審査・検討委員会において、骨子素案の策定に向け検討していきたいと考えており、ライフ、イノベーション、交流を重視する3つのケースの中から骨子の基礎となるケースを選定したうえで、1案とするものである。
 - (市長) 10者の民間提案は今後どのように扱われるのか。
 - (都市建設局長) 10者の提案の中から、土地利用に関する基本的な考え方に反映する要素を選定していきたい。
- (奈良副市長) 土地利用計画の骨子と土地利用計画の違いを本日の出席者に分かるよう説明した方が良い。
 - (リニア駅周辺まちづくり担当部長) 土地利用計画の骨子についてはゾーニング等を示すものになり、土地利用計画は全体のスケジュールや周辺の道路ネットワークのあり方等まで示すものになる。
- (教育長) 民間提案募集の総括の説明において、商業・業務系施設に関してはオフィス需要が薄く企業誘致は厳しいとまとめてあるが、これは相模原駅北口に限ってのことか。
 - (都市建設局長) 各事業者からの提案やプレゼンテーションの対象が相模原駅北口地区であったため、当該地区に限った話である。
 - (教育長) 企業誘致を所管する環境経済局では企業から業務系機能の設置について相談はあるものの、オフィス用地が不足していると整理していたがいかがか。
 - (都市建設局長) 橋本駅周辺に関しては、一定の需要があるという話は承知しているが、土地代が高騰しており、高いオフィス賃料でもオフィススペースが埋まるかは不明である。
- (教育長) 相模原駅北口については、将来の相模原市の顔にもなり得るものであり、どのようにまちづくりを行うかは非常に重要で、慎重な議論が必要である。
- (総務局長) 市民や議会に対しては、どのタイミングでどのように情報提供するのか。
 - (リニア駅周辺まちづくり担当部長) 令和7年3月下旬頃の骨子のとりまとめ若しくは、令和7年夏頃の土地利用計画の策定の時期が情報を提供するタイミングになると考えている。
 - (都市建設局長) 議会への情報提供のタイミングや方法に関しては、別途調整させてい

ただきたい。

- （緑区長）民間提案に関しては事業採算性が精査されたものではないが、今後、骨子の策定に当たっても事業採算性等を踏まえずに策定するということか。

→（都市建設局長）道路や公園等、公共部分の事業費というのは精査をする必要がある。

民間開発の部分に関しては、本市で整理できるものではないので、今回提案いただいた事業者とも対話を重ねて検討していきたい。

- （奈良副市長）事業者からの提案は民設民営を前提条件としていたと承知しているが、実際にプレゼンテーションを実施したところ、市の支援が相当必要だという意見が出ている。今後、土地利用計画の骨子等の策定を進める中で、実際には多額の市の負担が生じるようなことにはならないか。市の負担はどのくらいになるのか、今後、よく確認していただきたい。

（２）結 果

- 原案のとおり報告を承認する。

以 上